第五十一条第一項中「改善措置」の下に「・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出」を加え、同項の表中「第五十三条第一号」を「第五十三条第二号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定」を「第四十三条の二の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条の二の規定による届出について、第四十四条の規定」に改め、「この場合において」の下に「、第四十三条の二第二号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第三号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と」を加える。

第六十一条第五項中「受けた者」の下に「（次条第一号において「認定通関業者」という。）」を加える。

第六十九条の二中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改め、第五章の二中同条を第六十九条の三とし、第六十九条の次に次の一条を加える。

（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手続）

第六十九条の二　法第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一　届出をする認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称

二　法第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた旨

三　法第七十九条第一項の認定を受けた年月日

四　その他財務省令で定める事項

第九十二条第一項第一号イ中「（保税蔵置場の許可の特例）の規定」の下に「、法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定」を加え、「第六十七条の十三第一項」を「法第六十七条の十三第一項」に、「第七十九条の三第二項」を「第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）、第七十九条の四第二項」に、「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改める。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

第二十五条第二項第一号を削り、同項第二号中「もの以外のものに限る。）」の下に「、同表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品」を「第六九一二・〇〇号に掲げる物品」の下に「、同表第七四〇九・三一号に掲げる物品、同表第八二一三・〇〇号に掲げる物品、同表第八二一五・九九号に掲げる物品、同表第九〇三・一一号に掲げる物品、同表第九〇三・一九号の一に掲げる物品」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第三条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・三〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に、「六〇、三〇〇トン」を「六二、四〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二一年一〇月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二一年一〇月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二、一一三、三〇〇トン」を「二、一〇九、九〇〇トン」に、「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に、「三四八、九〇〇トン」を「三七五、九〇〇トン」に、「三七、七〇〇トン」を「四一、一〇〇トン」に、「七〇、三〇〇トン」を「六六、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二一年一〇月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五三、五〇〇トン」を「二七六、九〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二一年一〇月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から同年九月三〇日まで」に改める。

別表第一二〇二・一〇号及び第一二〇二・二〇号の項、第一二一二・九九号の項並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に、「四四、八〇〇トン」を「四三、八〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項並びに第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一二二・〇〇号及び第四一三三・一〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二二年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで」に改める。

別表第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「一、五四八トン」を「九六五トン」に改める。

別表第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二一年四月一日から平成二三年三月三一日まで」を「平成二二年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

財務大臣　菅　**直**人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫